

議案第 71 号

阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について

阿山ふるさとの森公園条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

阿山ふるさとの森公園条例の一部を改正する条例

阿山ふるさとの森公園条例（平成 16 年伊賀市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号ただし書中「指定管理者が市長の承認を得て」を「市長が別に」に改め、同条第 2 項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に、「承認を取り消す」を「承認を取り消し、又は使用を停止する」に改め、同項第 3 号を同項第 7 号とし、同項第 2 号の次に次の 4 号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは条件に違反したとき。

(5) 災害その他事故により利用ができなくなったとき。

(6) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項

を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「指定管理者に公園の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「使用の承認を受けたとき、使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、「の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「指定管理者」を「市長」に、「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項第1号及び第2号中「指定管理者」を「市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条及び第15条を削り、第16条を第13条とする。

別表第2中「第8条」を「第7条」に、「利用料金」を「使用料」に、「別途市長の承認を得て指定管理者が」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の阿山ふるさとの森公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。